

知っておきたい基本判例

第3回 家庭騒音

今回は、公害苦情相談等の場面でかなりのウエートを占めている家庭生活から生じる騒音についての裁判例を紹介します。

東京地裁 昭和 63.4.25 判決(判例時報 1274-49)

〔事案の概要〕

〔当 事 者〕

原告：一人住まいの老女X

被告：隣家の居住者Y

〔請 求〕 X→Y

- (イ) 午後7時から翌朝午前8時までの間の騒音侵入の差止め
- (ロ) 防音設備の設置
- (ハ) 損害賠償(慰謝料を含む)請求

〔加害行為〕次の ～ の諸設備から発生する騒音

業務用の冷暖房室外機4基 強制換気装置4基
湯沸器1台 給水ポンプ等

〔被 害〕

- (a) 健康被害(心臓疾患の悪化等)
- (b) 生活妨害(睡眠妨害)

〔そ の 他〕

環境基準 夜間 40 ホン

(条例上の規制基準：午後7時から翌朝午前8時まで 40 ホン)

Xが約 20 年前から先住

〔特記事情〕

Xは、Yに善処方を再三要望し、Yはその都度、室外機の移設、防音壁の設置などを実施したが効果不十分。Xは更に防音対策を求めたが、Yが更なる防音対策を拒絶したため、本件訴訟が提起された。その後、Yは給水ポンプの移設等の措置を講じたが規制基準を下回るに至らなかった。

Yが本件諸設備を設置した当時Xは66歳で心臓疾患を患い、騒音がXの身体に特に苦痛を与えることは、当初からYに伝えられていた。

I 判断の概要

本判決は、規制基準値を目安に受忍限度を画し、Yが規制基準を上回る騒音をX居宅内に侵入させ続けた行為は、受忍限度を超え、Xの人格権を侵害する違法な行為であると判断して、XのYに対する請求を全部認めました。

II 家庭騒音をめぐる紛争と受忍限度

家庭生活では、家事に伴い生ずる水を流す音、洗濯機・掃除機の音などに加え、赤ん坊の泣き声、子供の駆け回る足音、テレビやピアノの音、果ては夫婦喧嘩の怒鳴り声まで発生します。これらが平穏な生活や安眠を妨害する騒音として苦情、紛争の原因となることはしばしばですが、その騒音が及ぼす影響は通常「お隣さん」の範囲に限られ、またお互い様の音、一過性の音である場合がほとんどなので、裁判沙汰に発展することは少ないようです。

ところで、本来正当な行為であり比較的軽微な被害を伴うにすぎない家庭生活上の行為については、住民が相互に我慢しなければ社会共同生活は成り立たず、そのような行為によって生じた紛争は、諸々の事情を考慮し、当事者双方の利益を調整する形で解決する必要があります。ですから、そのような加害行為の差止請求や損害賠償請求が認められるために必要とされる違法性の判断には、諸般の事情を総合考慮する受忍限度の考え方（本誌第5号 20 頁参照）が最もよく機能するといえます。

受忍限度の判断要素の中では、被害内容が最も重視され、生命・健康といった人身被害に至る加害行為は、それだけで原則として受忍限度を超え、違法であると判断されます。家庭騒音による被害は、一般的には生活妨害や生活環境の悪化など比較的軽微なものに止まりますが、本判決ではXの持病である心臓疾患の悪化等が健康被害として認定され、Xの請求を認める大きな理由の一つになっています。

加害行為の態様の関係では、家庭騒音は一過性の音であることが多いのですが、本件の主要騒音源である室外機や強制換気装置からの騒音は、時間的（一晩中）にも期間的（夏・冬季を通じて）にもある程度継続性が認められます（子どもが室内で走り回る音は通常長時間に渡るものではなく受忍限度内にあると判断したものとして、東京地裁平成3.11.12 判決、判例時報 1421-87）。本判決では、室外機が家庭用に比し多大な音を発生する業務用のものであること、諸設備の設置場所がX方との敷地境界線付近に集中していたこと、諸設備の使用時間帯が夜間から深夜・早朝に集中していること、敷地境界線上の騒音が環境基準値や規制基準値を超えていることなども認定されています。

家庭騒音に関する騒音規制法上の規制基準はありませんが、XY居住の東京都は、条例で規制基準を定めていました。規制基準は騒音発生者が遵守義務を負い、違反した場合には強制権限の発動や刑事上の制裁を受けることがあることから、騒音が規制基準を超える場合には違法性が強く、私法上の関係でも一応受忍限度を超えるものと推定されます。本判決も、規制基準値により受忍限度を画しているのので、規制基準を受忍限度の判断の重要な要素と考えることが窺（うかが）えます（規制基準が重視される理由については本誌第6号 20 頁参照）。

家庭騒音をめぐる隣接居住者間の紛争では、何時でも加害者になり得る立場の互換性があり、他類型の事案に比べ互譲の態度がより強く要求されるため、受忍限度の判断においても当事者の交渉経過や対応が重視されます。本判決でも、被害者が高齢で病弱であることを知りながら防音対策が不十分であったことや被害者からの規制基準遵守の要請を拒絶したことなどが認定されています。

III まとめ

規制基準がない場合、敷地境界での測定値で定めている規制基準を適用できない場合（一過性の騒音やマンションの上下階の居住者間における騒音をめぐる紛争など）には、被害の内容・程度や加害行為の態様を中心に受忍限度を判断せざるを得ません。しかし、音に対する人の感覚や音を発生させる日常的行為は千差万別で、被害の内容・程度や加害行為の態様を客観的に把握することが困難な場合があります。そのような事案では、当事者の交渉経過や対応及びそれらから推認される加害者の害意の有無などが相当重視されます（飼い犬の鳴き声騒音等が問題になったものに、京都地裁平成3.1.24 判決、判例時報1403-91；マンションのフローリングが問題になったものに、東京地裁平成6.5.9判決、判例時報1527-116）。

（公害等調整委員会事務局審査官 井口 実）